

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

七ヶ浜町震災復興計画 基本計画[骨子]	2
震災復興に関する調査および居住意向調査 集計結果	8
震災復興まちづくりワークショップ	12

町内の話題 ズームアップ	18
--------------	----

全国・海外の多くの皆さんから義援金をいただいております ほか

災害復興情報	21
--------	----

七ヶ浜町からのお知らせ

震災関係情報

都市基盤情報

生活基盤情報

地デジ相談会のご案内	36
------------	----

浜の清掃を通して町に元気を

「住民の方々に喜んでほしい、町の復興にもつながるお手伝いをしよう」と、災害ボランティアの方々が、菖蒲田浜海浜公園入り口に、サルビアや町花のはまぎくなどを植える環境美化活動を行っています。また、津波で被害のあった松林の廃材を利用し、花壇やモニュメントを制作。浜の復旧・復興のお手伝いをいただいています。

2011 10 | vol.480
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから！

七ヶ浜町震災復興計画 基本計画〔骨子〕

町では、震災復興に取り組むための基本方針「七ヶ浜町震災復興基本方針」を4月に策定しました。また、震災復興基本方針を実現するための手段として、震災復興計画を定め、「うみ」、「ひと」、「まち」の分野別に、震災復興に取り組んでいきます。

今回、基本方針や重点項目が盛り込まれた、震災復興計画基本計画の「骨子」が策定されました。この「骨子」を基に、今後、震災復興へ向けた詳細な施策や事業が肉付けされ、震災復興計画が策定されていきます。

□基本方針

1. 七ヶ浜町長期総合計画(2011-2020)の基本理念である「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を目標に、本町の住民が引き続き本町に住み続けられることを最優先に、震災復興に取り組みます。
2. 今回の津波被害の教訓を正確に把握・分析し、安全安心に向けた技術的な対応と、地域防災などによる人的な対応により、津波に強いまちづくりに取り組めます。
3. 公共施設の迅速な復旧により、町民の生活リズムを取り戻し、町民福祉の向上に努めます。

□重点項目

□重点項目1 自然と共存するねばり強いハザード(※)

三方を海に囲まれた本町は、自然との調和を図りつつも、自然の驚異と共存しながら生活を送らなければなりません。自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民と共に構築します。

- 県津波シミュレーション結果に基づき、人命と資産を守るレベル(津波レベル1)と人命を守るために必要な最大限の措置を行うレベル(津波レベル2)のルール化
- 国で定めた土地利用ガイドラインに基づく居住系エリア(住宅・福祉施設など)と業務系エリア(産業施設)という考えに立ち、居住系エリアについては、津波レベル1に配慮した都市基盤整備の実施
- 宮城県震災復興計画との整合を図り、津波レベル1については、ルールに基づく防潮堤・堤防の嵩上げのほか、防災林の設置や道路の嵩上げにより安全安心を確保し、津波レベル2については、避難路の整備などのハードや、自主防災組織などのソフトによる、多重的な防護機能による安全安心の確保

(※)ハザードとは、直訳すると危険や障害物という意味ですが、津波などの自然災害の危険性を正しく認識し、技術的、人的な対応により、ねばり強く防護していくことを指しています。

□重点項目2 町の文化を継承する美しい景観や街並み

安全で安心なまちづくりは、快適なまちづくりの重要な要素であるものの、コンクリートに囲まれた、非人間的な街並みは、誰も望みません。

安全で安心に配慮しつつも、調和のとれた景観や街並みなど、人間らしく生活できる居住空間を大切にします。

- 津波レベル1と2に配慮しつつも、景観も考慮した復興まちづくりプランの策定
- 長期総合計画基本構想に盛り込まれた政策ゾーンの「自然との調和ゾーン」と整合し、本町の豊かな自然と住環境を共存しながら環境と産業の調和を図り、地球にやさしいまちづくりを推進



□重点項目3 未来につながる子どもたちの豊かな環境

震災は、教育施設や保育所などの子育て施設にも被害を与えました。将来の七ヶ浜を担う子どもたちを育成するための教育や子育て施設の復興に取り組み、未来につながる子どもたちに希望のメッセージを伝えます。

- 環境に配慮した、エコスクールとしての七ヶ浜中学校の整備
- 一時保育機能など、子育て拠点としての遠山保育所の整備
- 学校給食センターの早期再開



遠山・汐見保育所の合同保育
(汐見保育所)

□重点項目4 地域コミュニティの再生と展開

震災による被害は、地区公民分館などの地域のコミュニティ拠点とその活動に悪影響を及ぼし、また、コミュニティや生きがいづくりの一翼を担っていたアクアリーナや生涯学習センター、各種スポーツ施設にも多大な被害をもたらしました。

地域拠点や中心部ににぎわいを取り戻し、住宅や地域の再生と併せ、人と人とのコミュニティを大切にしまちづくりの復興に取り組みます。

- 被災を受けた地区公民分館の迅速な復興
- 七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」の早期再開
- コミュニティの特性に対応した住環境の整備



震災により被害を受けたアクアリーナ

□重点項目5 本町の特性を生かした産業の活性化

本町の基幹産業である水産業や稲作などの農業は、今回の震災による津波の被害により、壊滅的なダメージを受けました。しかし、今後の復興にこれらの第一次産業の復興は欠かせないものです。

第一次産業をはじめとする本町の特性を生かした産業の活性化に、住民と共に取り組みます。

- 復興まちづくりプランと連動した菖蒲田漁港の復旧
- 松ヶ浜漁港の復旧
- 港湾施設の漁港機能としての復旧
- 菖蒲田浜地区に民宿やマリンスポーツなどを想定した商業エリアの設定



被災前の吉田・花洲漁港

□被災地区全域

- ・県津波シミュレーション結果に基づき、居住系エリアとして必要な安全安心のための防潮堤・堤防の嵩上げ整備や施設の見直しを、国・県・町の管理区分を問わず実施
- ・エリア毎の避難路設定の見直しによる整備や、地区防災組織との連携により、住民の生命を最優先に復興まちづくりプランを作成
- ・経済的な理由で、住宅の再建が困難な世帯については、公的・民間を問わず、震災復興のための賃貸住宅の提供を検討（被災した町営住宅は、移築する方向で検討）
- ・居住系見直しエリアについては、住民の意向を踏まえ、住宅復興の方向性を決定

□代ヶ崎浜地区（西地区・清水地区）

□東宮浜地区（小友・丑山・鶴ヶ湊付近）

- ・地盤沈下による道路面の冠水を防ぐため、道路を嵩上げし、併せて排水溝の改良を実施
- ・護岸からの海水の浸水については、県との連携により対策を実施
- ・代ヶ崎浜地区（西地区・清水地区）については、防災の観点から、地区の協力により狭あい道路の整備を促進








□松ヶ浜地区（浜屋敷・後田付近）

□菖蒲田浜地区（宅地・後田・浜伊場・向山・林合・諏訪前・和田・久保石畑・招又・牛ノ鼻木・長砂・西峠下・東峠下・葦ヶ森・切通・東原・花淵浜字長須賀付近）

□花淵浜地区（金色・浜沼・小塚・表浜一・表浜二付近）

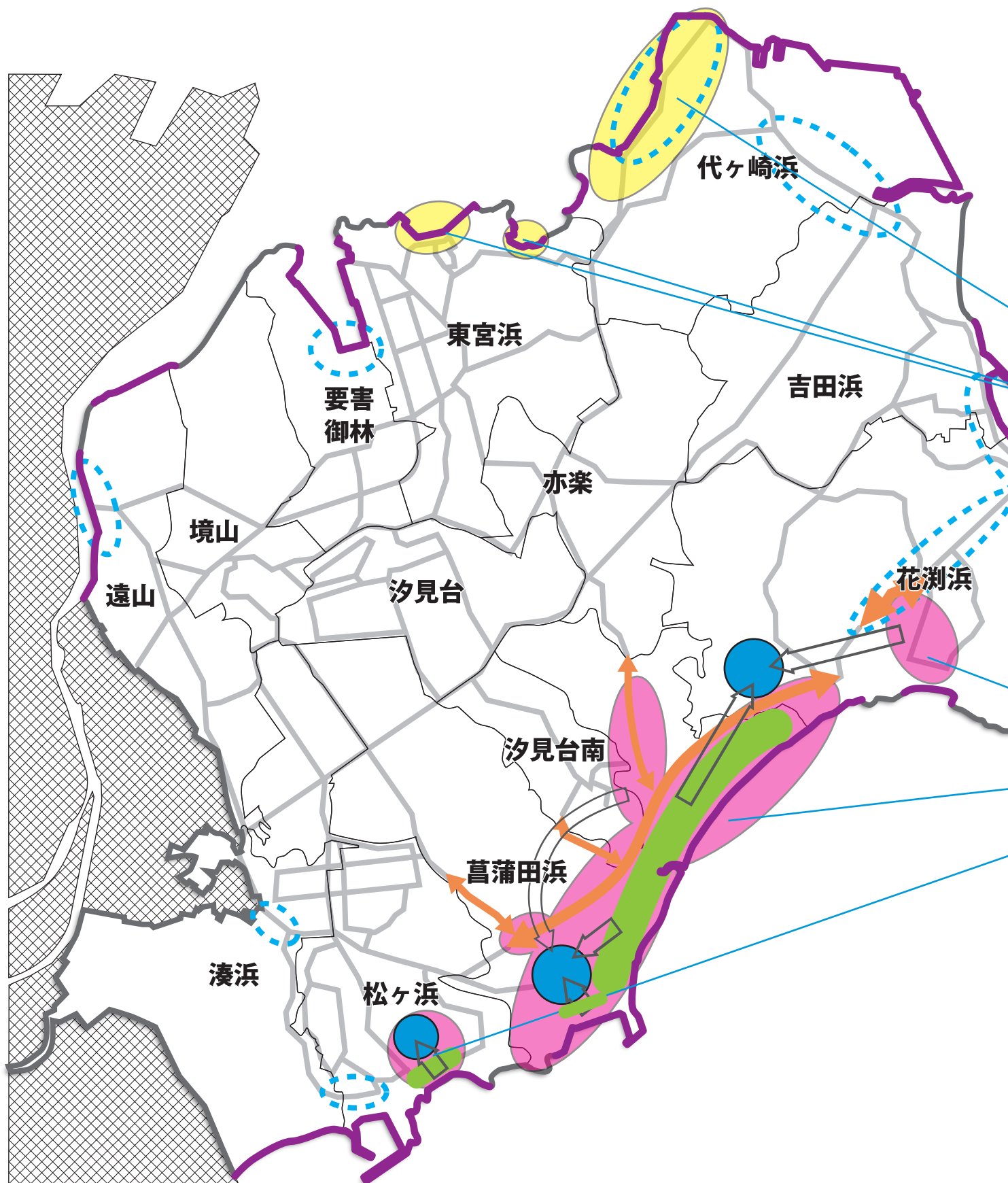
- ・防災林の設置や宅地部分の嵩上げなどにより、安全安心を確保し、居住系エリアの集約により、景観に配慮した街並みを整備
- ・県道と町道の一部について、嵩上げし、多重防御や防災道路としての機能を付加

凡 例

	防災林の設置(イメージ)
	道路による多重防御(イメージ)
	道路嵩上げ検討エリア
	居住系集約エリア候補地(イメージ)
	居住系集約対象エリア(イメージ)
	護岸部分嵩上げ等見直しエリア
	居住系見直しエリア

復興まちづくりプランは、国の制度の動向などにより、変更する可能性があります。

01 復興まちづくりプラン



学校給食センター [平成 25 年 4 月 予定]

遠山保育所 [平成 25 年 4 月 予定]

七ヶ浜中学校 [平成 27 年 1 月 予定]

アクアリーナ [平成 24 年 4 月 予定]

サッカースタジアム [平成 23 年 10 月 予定]

町民バス「ぐるりんこ」

[平成 23 年 12 月代ヶ崎 東宮要害ルート・平成 24 年 4 月全線 復旧予定]

□被災した地区公民分館

[湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、花淵浜、代ヶ崎浜、要害、遠山]
復興まちづくりプランと連動しながら、地域拠点を再生
※建て替え場所や建て替えの意向については、地区との話し合いにより決定
※現在、補助交付要綱の見直しや財源について検討中

□町民体育館

現在の建物は解体し、アクアリーナのアリーナを団体利用として利用可能とするほか、学校体育館の一般開放を促進

□図書センター

解体し、生涯学習センター内に新たに建てる方向で検討中

□テニスコート・野球場トイレ

一体整備し、テニスコートについては、フットサル対応とする方向で検討中

02 公共施設再生プラン



震災復興に関する調査 および居住意向調査 集計結果

震災復興に取り組むにあたり、住民の皆さまの意向を把握するため、震災復興に関する調査(郵送)および居住意向調査(戸別訪問)を実施しました。この度、集計結果がまとまりましたので、一部を抜粋し、皆さまにお知らせいたします。

また、今後町では、この調査結果を基に、震災復興計画の策定作業を進めていきます。ご協力ありがとうございました。

※集計結果の詳細については、七ヶ浜町ウェブサイトをご覧ください。<http://www.shichigahama.com>

1. 震災復興に関する調査 ※一部抜粋

□調査の趣旨および概要

震災復興全般に関し、住民の意向を確認するため、町民の16歳以上(平成23年4月1日現在)の無作為抽出した1,000名を対象に、郵送により調査を実施。該当人数17,438人⇒1,000人を無作為抽出。

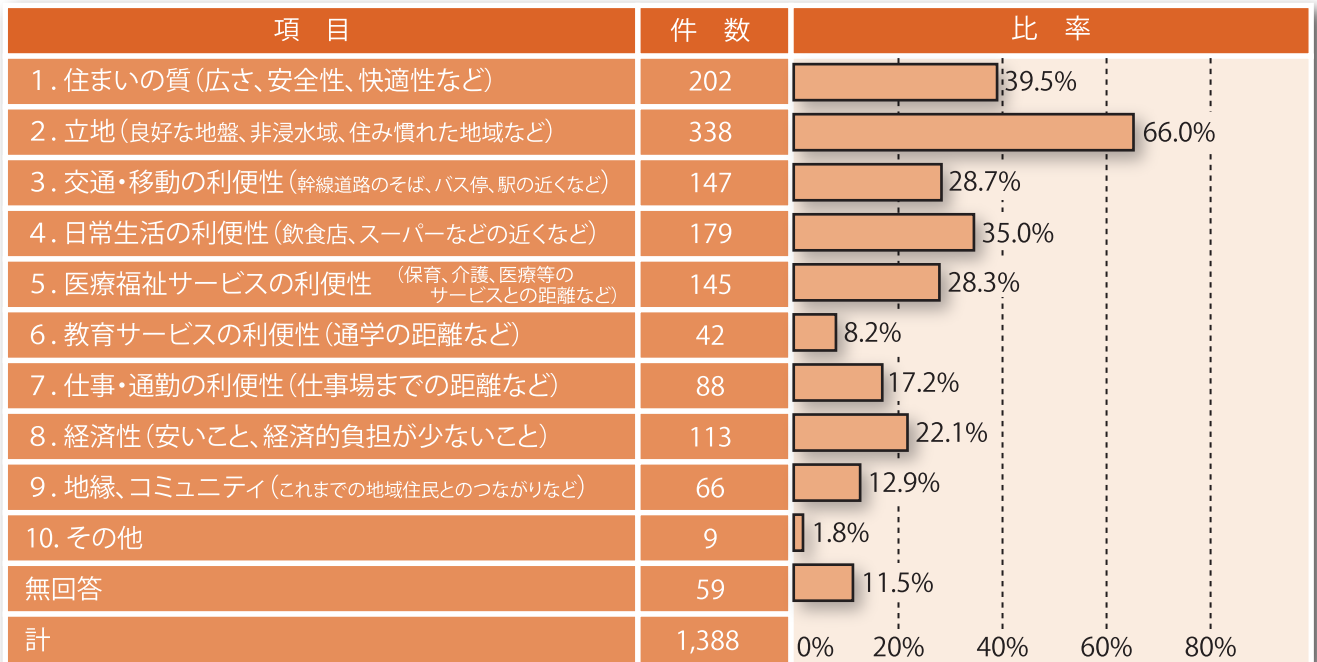
□回答件数

512人(回収率51.2%)

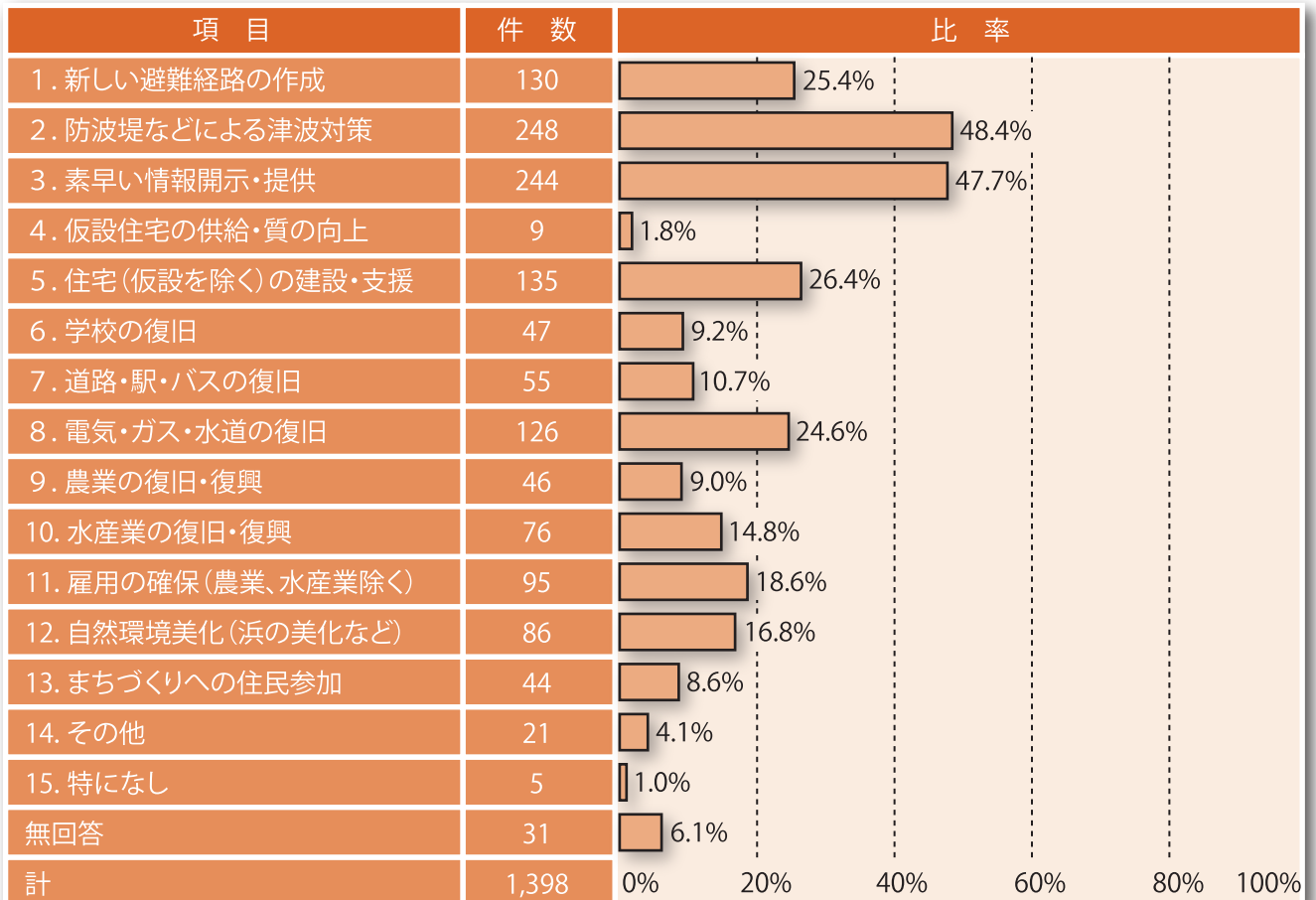
□調査結果概要 ※[]内の数字は、設問番号

- [1-3]被災前の居住状態は、持ち家が約88%であり、持ち家比率が高い。
- [1-5]被災状況は、大規模半壊以上が約16%、半壊および一部損壊が約58%、床上・床下浸水が約2%、無事が約20%でありました。
- [2-4] 被災後に自宅以外に住んでいる方が約17%となっています。
- [3-1-1] 現在、仮設住宅等に避難されている方の今後の住まいについて、約68%が本町を希望しているものの、約7%の方が町外を希望しています。
- [3-2] 現在、仮設住宅等に避難されている方の今後の住まいについて、持ち家を希望する方が約51%、民間の賃貸住宅が約2%、公営住宅が約5%となっています。
- [4-1] 震災後において、自営業を営んでいる方で、再開の目処が立っていない、廃業された方が約20%、会社員で自宅待機もしくは解雇された方が13%となっています。
- [4-2] 浸水区域に住みたくないと考えている方が約60%となっています。
- [4-3] 居住条件の優先順位として、第1位が立地、次に住まいの質(広さ・安全性・快適性)、次に日常生活の利便性となっています。
- [4-4] 行政に望むことについて、第1位が防波堤などによる津波対策、次に素早い情報開示・提供、次に住宅(仮設を除く)の建設・支援となっています。

[4-3] 居住条件として、重要なものを3つまで教えてください



[4-4] 行政に望みたい事は何ですか。特に重要なものを3つまで教えてください



2. 居住意向調査 ※一部抜粋

□調査の趣旨および概要

津波被害にあわれた全世帯を対象に、今後の居住に関する意向を確認するため、戸別訪問による調査を実施 ※対象世帯は、り災証明ベースの津波の被害に関わらず、敷地内に浸水したと思われる世帯すべてを対象(個々の聞き取りにより判断)

□該当件数および集計件数

・該当件数配布数…1,254通 ・回収数…1,026通 ・回収率…81.8%

□調査結果概要 ※[]内の数字は、設問番号

- [1-1] 被災(津波が浸水)世帯数は、菖蒲田浜地区が340世帯、花洲浜地区が185世帯、代ヶ崎浜地区が156世帯の順となっています。
- [1-2] 現在の住まいは、仮設住宅が約36%となっています。
- [2] 被災前の居住形態は、持ち家が約94%となっています。
- [3] 被災状況は、大規模半壊以上が約73%、半壊および一部損壊が約14%、床上・床下浸水が約9%でありました。
- [問1] 今後の住まいの場所について、現在の場所に再建したいが約47%、町内の転居を希望するが約39%、町外の転居を希望するが約6%でありました。
- [問2] 自宅の再建について、経済的に可能であるが約58%、経済的に不可能であるが約37%でありました。

[問1] 津波被害を踏まえ、今後の住まいの場所についてどうお考えですか。(○は1つ)

項目	人数	比率
1. 現在の場所で再建したい	483	47.1%
2. 町内での転居を希望	401	39.1%
3. 町外での転居を希望	62	6.0%
4. 現時点で不明・考え中	54	5.3%
5. 回答無し	26	2.5%
計	1,026	100.0%

[問2] ご自身で住宅を新築または改修することは、経済的な面から可能でしょうか。(○は1つ)

[問1]の「1. 現在の場所で再建したい」と答えた483人へ質問

項目	人数	比率
1. 住宅の新築または改修は、経済的に可能	280	58.0%
2. 住宅の新築または改修は、経済的に不可能	180	37.3%
3. 現時点で不明・考え中	11	2.3%
4. 回答無し	12	2.5%
計	483	100.0%

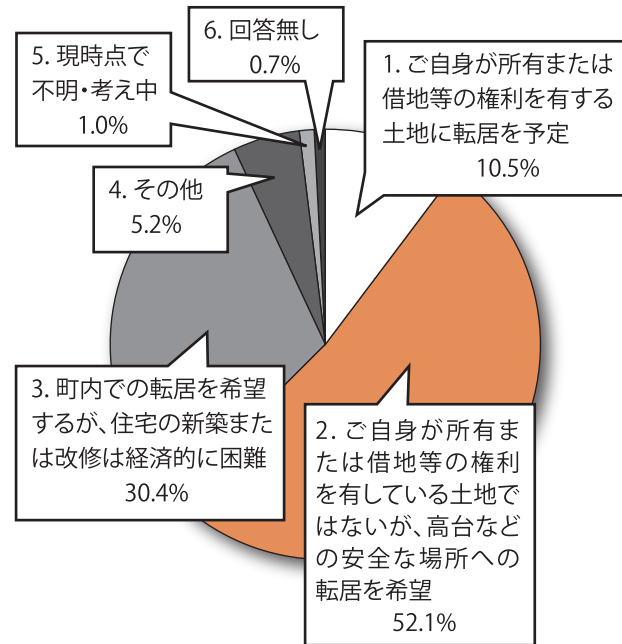
[1-1] あなた自身の(世帯の主な生計者)に関することについてお聞かせください。(被災住所)

項目	人数	比率
1. 湊浜	22	2.1%
2. 松ヶ浜	56	5.5%
3. 菖蒲田浜	340	33.1%
4. 花洲浜	185	18.0%
5. 吉田浜	38	3.7%
6. 代ヶ崎浜	156	15.2%
7. 東宮浜	44	4.3%
8. 要害・御林	50	4.9%
9. 境山	1	0.1%
10. 遠山	46	4.5%
11. 亦楽・火力	1	0.1%
12. 汐見台	22	2.1%
13. 汐見台南	61	5.9%
14. その他	2	0.2%
15. 不明	2	0.2%
計	1,026	100.0%

【問3】町内での転居場所の意向について具体的にお聞かせください。(○は1つ)

[問1]の「2. 町内での転居を希望」と答えた401人へ質問

項目	人数	比率
1. ご自身が所有または借地等の権利を有する土地に転居を予定	42	10.5%
2. ご自身が所有または借地等の権利を有している土地ではないが、高台などの安全な場所への転居を希望	209	52.1%
3. 町内での転居を希望するが、住宅の新築または改修は経済的に困難	122	30.4%
4. その他	21	5.2%
5. 現時点で不明・考え中	4	1.0%
6. 回答無し	3	0.7%
計	401	100.0%



～復興パターン～

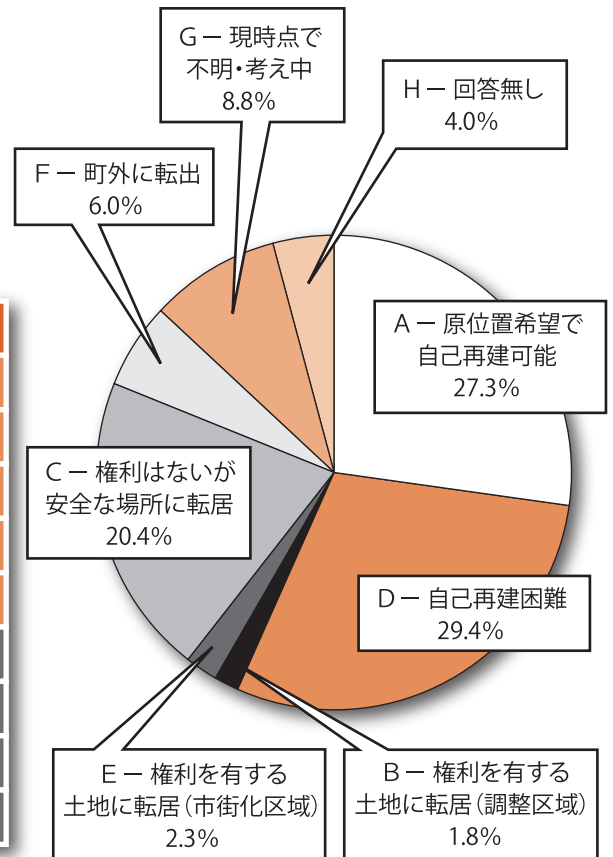
[問1]で回答いただいた1,026人の方々の、現時点における居住意向について分類。

[問1]～[問3]の集計結果を基に、町内における居住形態(オレンジ部分のA～E)と、町外に転出や回答無しなど(グレーの部分のF～H)に細分化し、現時点における復興パターンを分類。

[復興パターンの振り分け結果]

- [A] 原位置希望で自己再建可能 27.3%
- [B] 権利を有する土地に転居(調整区域) 1.8%
- [C] 土地の権利は無いが安全な場所に転居 20.4%
- [D] 自己再建困難 29.4%
- [E] 権利を有する土地に転居(市街化区域) 2.3%
- [F] 町外に転出 6.0%

項目	人数	比率
A - 原位置希望で自己再建可能	280	27.3%
D - 自己再建困難	302	29.4%
B - 権利を有する土地に転居(調整区域)	18	1.8%
E - 権利を有する土地に転居(市街化区域)	24	2.3%
C - 権利は無いが安全な場所に転居	209	20.4%
F - 町外に転出	62	6.0%
G - 現時点で不明・考え中	90	8.8%
H - 回答無し	41	4.0%
計	1,026	100.0%



…町内

* お問い合わせは、政策課まで ☎ 357-7439

「七ヶ浜の涙を生かした復興マップづくり」

現在町では、七ヶ浜町の復旧・復興へ向けたまちづくりへの指針となる「震災復興計画」を策定しています。また、同計画の策定に關し、住民の皆さんの意向を踏まえた計画の策定に取り組んでいます。そのひとつとして、復興に向けたまちづくりワークショップが、8月28日、生涯学習センターで開催され、参加者の皆さんから、様々なアイデアが出されました。

住民の皆さんの意向を踏まえた震災復興計画に

町では、3月11日に発生した東日本大震災による震災被害に迅速に対応するため、今年4月に「七ヶ浜町震災復興基本方針（広報しちがはま7月号に掲載）」を策定し、復旧期（3年）、再生期（5年）、発展期（10年）と見据えながら「震災復興計画」の策定に取り組んでいます。今月号では、「七ヶ浜町震災復興計画 基本計画」

「子」をご紹介しておりますが、今後町では、基本計画の策定と、復興に向けた具体的な事業や施策を盛り込んだ事業計画を策定していきます。

そのため、住民の皆さんの意向を踏まえた震災復興計画とするため、住民と行政が共に現状の問題を認識し、今後のまちづくりを協働で進めるため、復興に向けたワークショップを開催しました。ワークショップでは、37名の参加者が、「復興」へ向けた様々なアイデアを出しあい、活発な意見が飛び交いました。



▼ファシリテーター役の
東北大学大学院生の晴山桂輔さん



「防災」「コミュニティ」
「景観」「教育」
4つのテーマで議論

8月28日、生涯学習センターで開催された震災復興まちづくりワークショップ「七つの浜を生かした復興マップづくり」。

今回のワークショップでは、「防災」、「コミュニティ」、「景観」、「教育」の4つのテーマに焦点をあて、未来の七ヶ浜町の姿を、参加者全員で議論。小学生から70代までの幅広い年齢の皆さんが、復興へ向けたまちづくりに関する様々なアイデアを出し合いました。

また、今回のワークショップでは、東北大学大学院お

び、東北学院大学の学生の皆さん、震災復興計画の策定にご協力いただいている玉野総合コンサルタントの皆さんにもご協力いただき、各グループのファシリテーター（司会・進行役）として、ご活躍いただきました。

また、町の震災復興アドバイザーである東北大学大学院工学研究科の小野田泰明教授、東北学院大学教養学部地域構想学科の宮城豊彦教授も参加。ワークショップ開始前に、町の現状や津波被害の詳細、今後のまちづくりの方向性などについての説明が行われたほか、ワークショップ中には、各グループにおける復興マップづくりへのアドバイスをいただきました。

町の復興へ向けた
アイデアをまとめ
発表しよう！

ワークショップが開始されると、各テーマごとに、住民の皆さんの日常生活から見た町の資源や人との関わり、公共施設の在り方など、様々な視点から復興へ向けた意見が出されました。

（ステップ①）

相手のことをよく知り、
発表しよう！

ワークショップでは、まず二人一組となり他己紹介からスタート。他己紹介とは、自分ではなく相手のことを発表するというユニークなもので、相手の名前や出身地、地震発生時はどこにいたかなどをお互い聞き合いグループ内で発表し、コミュニケーションを図りました。

（ステップ②）

テーマに基づき、今後のまちづくりや課題について、住民目線で話し合う。

次のステップでは、参加者それぞれが考える復興への想いやアイデアを、各テーマにあわせ出し合い、話し合いました。

「減災については、最後



他己紹介をする参加者の皆さん



は一人ひとりの意識の問題」、「避難場所、避難経路の確保」、「道路や海岸堤防をかさ上げする場合」など、景観に配慮した復興を」など、様々な意見が出され、活発な議論となりました。

（ステップ③）

みんなの意見をまとめ発表しよう！

そして最後に、復興へ向け今後どのようなまちづくりが必要なのか、どのような改善策があるのかなどの意見を、方眼紙や地図にまとめていきます。

また、各グループの代表がその内容を発表。避難場所や避難経路の在り方、各公共施設の整備、コミュニケーションのあり方など、復興へ向けた町民の目線からの復興マップができあがりました。

次ページでは、各グループで出された意見の詳細をご紹介します。

防災グループ

【ハード面】

●避難場所の設置、避難経路の確保

- ・地区ごとの地形に応じ、高台などの安全な場所への避難場所の設置。
- ・避難場所の防寒対策、食糧の備蓄など、そこで生活できる準備を。
- ・車で行ける、歩いて行ける、自転車でいける、そういった避難場所までの道路の確保。
- ・避難所は自宅から300m以内とするのがベスト。近場に避難場所(一時避難場所)をつくる。
- ・避難場所の標示がわかりにくいところがある。すぐわかるような標示物が必要。



●民間避難所の指定

- ・子ども110番の表札を掲げている家があるが、同じように、高台にお住まいの方々にご協力いただき、民間の避難場所として指定する。民間の有効活用を行い、新たな避難場所を建設するための費用も削減。

●連絡用道路、橋の確保

- ・七ヶ浜町は、隣接市町と橋でつながっており、連絡用道路の橋の確保も必要。津波襲来時、貞山橋はちょうど干潮時に津波がきて、すれすれで収まった。橋をかさ上げなどし、町外との流通を確保する。



【ソフト面】

●避難訓練の充実を図る

- ・地区ごとにあった避難訓練を行うことで、訓練参加への周知徹底を図る。いいものがあっても、肝心の人が動かなければ、どうしようもない。避難訓練の充実と連絡体制をきちんとやる。

【まとめ】「意識を持つ」

- ・自分の命は自分で守る。いくら設備をしっかりとっても、我々町民が行動しなければ、何の役にも立たない。自分たちがしっかりと意識を持つことが減災につながる。最終的には、町民一人ひとりが、防災・減災に対する意識を持つことが最も大切。



参加者の声

遠藤 徹 さん(花渕浜)

地元の消防団からの誘いがあり、今回参加しました。参加者の皆さん年齢も様々で、皆さん多様な考え方があり、大変有意義なワークショップでした。

私は防災グループでしたが、町民がどうやって避難したらよいかなど、町全体のことを考えることにつながっていく議論で、とても参考になりました。

コミュニティグループ

【公共施設、地域コミュニティなど】

●公民分館

- ・公民分館を多機能施設に（防災・福祉・コミュニティ）
- ・被災した公民分館を高台に移設

●地区・お祭り

- ・地域の中で必ず何かのグループに入る。
- ・子どもたちが地区について考える機会をつくる。
- ・地区ごとに祭りはあるが、七ヶ浜町の祭りをを行い、元気にする。
- ・子どもとお年寄りの交流を増やし、町を知る。
- ・小学生だけではなく、中学生や高校生も屋台を手伝ったり、一緒に活動することができたら、地域の方々と仲良くなり、きずなも深まるのではないか。
- ・震災時、足の不自由な方のために、小・中学生が食糧の運搬などのお手伝いできたのではないか。また、そのような組織をつくる。
- ・地域の人たちを動かす力、チームワークが必要。
- ・地区の単位の見直しを検討する。

●国際村

- ・震災の写真や資料を展示。子どもやお年寄り、観光客の方々に、改めて津波や地震の怖さや命の大切さなどを、多くの方に理解してもらう。

●生涯学習センター

- ・コミュニティの中心としてバージョンアップ（団体利用→個人利用）

●アクアリーナ

- ・アクアリーナの早期復旧。

●仕事

- ・漁業の復旧。 ・雇用の創設。



●学校

- ・七ヶ浜中学校、体育館の早期建設
- ・小・中学校が連携しての防災訓練の実施

●街灯

- ・被災した県道などへの早期設置。今後日照時間が短くなるので早急に。

●公園

- ・ガレキを再利用して公園をつくる。
- ・みんなが楽しめる公園をつくる。

●追悼

- ・モニュメントなどのようなものをつくり、3月11日を忘れないようにする。
- ・七ヶ浜の遺産を伝え続ける。
- ・看板などを設置し、ここまで津波がきた、ここは海拔〇mといったものをつくる。



参加者の声

加藤 栞 さん(左)、村上 楓佳さん(右) (松ヶ浜)

加藤さん) 昨年行われたワークショップに参加していて、今年も募集記事を見て参加しました。最後に発表役となってしまい、発表のとき緊張してしまいました。

村上さん) 国際村のミュージカルグループで活動していて、そこでワークショップに誘われました。いろいろな住民の人たちと楽しく話し合えてとても良かったです。

景観グループ

【町内のビューポイント】

●各地区の観光名所・景色

- ・【松ヶ浜】松ヶ浜小学校屋上からの景色、旅館からの景色
- ・【菖蒲田浜】自宅から見える景色、とと家から見える海、松林と砂浜がうまく溶け込んでいる
- ・【花渚浜】国際村のライトアップ・ステージから見える海、花渚浜のヨットハーバー
- ・【吉田浜】君ヶ岡公園から見える海、国際村、花渚灯台、眺洋台から見える景色、前塚浜
- ・【代ヶ崎浜】多聞山からの風景、代ヶ崎浜の西から見た馬放島
- ・【要害】要害バス停付近から見た汐見台
- ・【汐見台】高台から見える海、白鳥が飛来する阿川沼、汐見台から向洋中学校まで続く壮大な田園風景、汐見台から中央公民館への道路から見る菖蒲田浜の松林、田園風景。



【各地区における復興と景観】

●復興へ向けてのまちづくり

- ・【松ヶ浜】被災した低い土地については、道路などのかさ上げが必要。沿岸部をかさ上げをしても、景観は守られるのではないか。
- ・【菖蒲田浜】七ヶ浜のシンボルと言っている菖蒲田浜。汐見台から中央公民館へ上っていく道路から見える景色が素晴らしいので、そこも一つの観光スポットとして考え、松林などを整備する。また、田んぼも広がっているが、その田んぼもそのまま生かして一つの観光スポットとして生かすように。
- ・【花渚浜、吉田浜】花渚浜、吉田浜は、2つ漁港があるので、その漁港は残してほしい。漁港を残して、防災設備を作してほしい。
- ・【代ヶ崎浜、東宮浜】高潮になると冠水する箇所があるため、その道路をかさ上げする。また、かさ上げをしても景観も悪くならないように配慮。

【まとめ】「景観を守りつつ復興を」

- ・菖蒲田海岸や各漁港・港湾施設など、町内には素晴らしい景観がたくさんある。素晴らしい景観を残しつつ、防災の手立てを打つことが重要。また、海や田園風景を見ると、自分たちの心はほっとする。景観に配慮しつつ、道路のかさ上げ、防潮林などの整備計画をたててほしい。



参加者の声



佐藤 弦紀 さん（要害）

日ごろ、自分のまちづくりへの考えを話す機会があまりないので、とてもためになったワークショップでした。松林や田園風景など、今後復興をしつつ町の景観をどのように守っていくかということについて、参加者の皆さんから多くの意見が出されました。自分の意見をまちづくりに反映させてもらえることを、うれしく思います。

教育グループ

【各小中学校・学校給食センター】

●改修工事、避難経路の確保

- ・松ヶ浜小学校の耐震工事にあたり、高い津波がきても耐えられるように、3階4階の改修が必要なのではないか。
- ・各学校からの避難経路の確立と避難場所の確保。
- ・七ヶ浜中学校の建て替えについては、耐震性を考えて建ててほしいという点が一つ。また、七ヶ浜中学校はプールがないため、それら設備をきちんとしてほしい。



●学校給食センター 自給食（自校式）に

- ・給食センターですが、現在センター方式になっているが、それを新築するにあたり、自給食にしてはどうか。各学校で自給食にすることにより、いざという時に、他の学校から給食をまわしてもらうこともできる。

【児童館】

●子どもの遊び場 児童館の充実

- ・子どもの遊び場を確保するために、各児童館の充実を。現在子どもが遊ぶ場所が確立されていないので、可能であれば、学区内に一つずつあればよい。また、各地区の公民館などに、遊び場と、放課後の居場所づくりを備えた設備を構築する。

【図書センター】

●図書センター 中央公民館と併設

- ・図書センターを中央公民館と併設してみてもどうか。また、図書センターを新築するまでの期間、移動図書館を充実させる。



参加者の声



尾形 美保 さん（汐見台南）

町内の小中学校のこのことについて話し合えたらと考え参加しました。参加していた子供たちがしっかりとした考えをもっていたことに驚きました。大切なことは、災害を忘れないことだと思います。

もっと気軽に参加しやすいワークショップにし、今後もどんどん開催してみてもどうかと思います。

皆さんの貴重なご意見を参考に、震災復興計画の策定作業を進めていきます

今回のワークショップでは、参加者の皆さんから、震災復興に向けたまちづくりに対するたくさんのご提言をいただきました。今後町では、今回のワークショップでいただいた皆さんのご意見を参考に、住民の皆さんの意向を踏まえた震災復興計画づくりを進めていきます。ご協力ありがとうございました。

*お問い合わせは、政策課まで ☎357-7439



町内の話題 ズームアップ

zoom-up ①

全国・海外の多くの皆さんから義援金をいただいたお礼です

8月23日、友綱部屋の友綱隆登親方(写真左)と、元大関魁皇関(写真右から2人目)、幕内の魁聖関(写真右)など友綱部屋の皆さんが役場を訪れ、義援金を渡邊町長へ手渡ししました。友綱部屋では、前日の22日に塩釜市内で東日本チャリティイベントを開催。その売上金と、東京で集めた義援金を、友綱親方よりいただきました。また、8月10日、スウェーデンボロス市で現地の日本人など10人で作ったトラリーナンズアルプ(日本語訳:鶴の助け)より義援金をいただきました。同団体の代表で、現地に留学中の佐藤紗紀さん(境)とジョナス・ホワストランドさんが来庁。渡邊町長に義援金を手渡ししました。「七ヶ浜町に

限定して募金活動を行いました。現地の方々が快く協力してくれました」と佐藤さん。また、義援金のほかに、ボロス市民の方々の寄せ書きもいただき、役場1階ロビーに掲示しています。

zoom-up ②

七ヶ浜の新たな名産
海苔三昧 好評発売中です

7月より、みお七ヶ浜において、「七ヶ浜町海苔三昧」を販売しています。「海苔三昧」は1パック3000円。焼のり2帖、塩、唐辛子、オリーブ味ののりチップス3袋、昨年販売を開始した「海のラー油」、「海の五食野菜ラー油」が詰め合わせてあります。昨年収穫された海苔を使用し、1000セツトを販売しています。七ヶ浜の新たな地場産品として、ぜひお問い合わせください。

●販売場所 みお七ヶ浜
●価格 3000円

*お問い合わせは、みお七ヶ浜まで
☎9477



Zoom-up ③ 学校給食をご提供いただきました



小中学校の学校給食については、震災の影響で同センターが被災したため、5月より多賀城市、松島町から給食を提供していただいているほか、お弁当などを購入し、対応しています●そんな中、公益法人セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、子どもたちのために、7月からジュースを、また、8月16日から25日まで、おにぎりやパンなどを提供いただきました●8月19日、同団体の代表3名が亦楽小学校を訪れました。当日は、おにぎりや野菜ジュース、またヨーグルトが提供されました。同団体の定松栄一さんが「みんなで給食をおいしく食べてください」と声を掛けると、「とてもおいしいです」と児童たちは笑顔で答えていました。

Zoom-up ④ 早稲田大学生が仮設住宅でボランティア活動



8月14日、第1スポーツ広場の仮設住宅集会所で、早稲田大の学生7名が「コモンミール」を行いました。コモンミールとは、住民の方々が調理器具や食器などを持ち寄り、レシピをみんなで考え、みんなでご飯を食べるといったもの。仮設住宅に住む方々のコミュニティの醸成が最大の目的です。「今後も何度か開催させていただきます。最終的には住民の皆さんが主体となり、コミュニティを深めていただきたい」と学生の一人白土千敬さんが午後1時から住民の皆さんが持ち寄ったたまねぎやナスを調理。約1時間かけて煮込んだカレーを、約20名の住民の方々が集い夕食をとり、親睦を深めていました。

Zoom-up ⑤ 仮設住宅の安全・安心に地域防犯サポーター



8月26日、七ヶ浜町役場において、「地域防犯サポーター」の委嘱状交付式が行われました。式には、仮設住宅に住む17名が出席。芳賀雄樹塩釜警察署長より「日常生活だけでも大変だと思えますが、地域の実情に詳しい皆さんに、安心・安全のまちづくりの中核となつていただきたい」と委嘱状が交付されました●同サポーター制度は宮城県警が創設したもので、仮設住宅敷地内での巡回や、防犯などにおける住民の要望・意見のとりまとめなど、仮設住宅の安全・安心を確保する中核として、ご活躍いただきます。

Zoom-up ⑥ 国際村で無料コンサート

6月22日、歌手の平原綾香さんが東日本大震災復興応援のため、七ヶ浜国際村でミニコンサートを開催しました。デビューシングル「Jupiter」をはじめ、会場全体に響き渡る歌声で、被災者の皆さんの心を癒しました。また、7月22日、吉田兄弟コンサートも開催されました。吉田兄弟はプロの三味線の演奏者。会場に集まった住民の皆さんは、華麗な三味線の音色に聞き入っていました。



▲平原綾香さんとの記念撮影



菖蒲田海水浴場で黙とうを行う町民とボランティアの皆さん。



松ヶ浜地区「鎮魂と復興のつどい」
灯笼「祈」



松ヶ浜地区「鎮魂と復興のつどい」
はまかせ太鼓



菖蒲田浜海浜公園入り口での
はまぎくの植栽作業



汐見台地区夏祭り

zoom-up 7

町内各地区で 鎮魂と復興の夏祭り

8月から9月にかけて、各地区で夏祭りが開催されました。そのうち、8月20日には、松ヶ浜と汐見台で夏祭りが開催されました。松ヶ浜地区では、「震災と復興のつどい」をテーマに、松の川集会所前の農村公園広場で開催され、約300人の住民が集まり親睦を深めたほか、「祈」を表した灯笼がともされ、住民一人ひとりが祈りを捧げました。また、同日汐見台第2分館前の多目的広場で開催された汐見台地区夏祭り。実行委員会では、事前に各仮設住宅に住む住民の皆さんにも声掛け。広場内を埋め尽くすほどの人出で、会場内は熱気に満ちていました。●9月10日には、菖蒲田浜海浜公園で、菖蒲田浜復興まつりが開催されました。午後1時から住民の方々や災害ボランティアの皆さんによる菖蒲田浜の清掃活動が行われ、午後2時46分に、参加者全員で黙とうが行われました。また、海浜公園入口では、子どもたちによる町花はまぎくの植栽が行われ、2000株のはまぎくが植えられました。その後、午後4時30分からステージイベントを開催。町外からのボランティアの方々による出店も軒を連ね、訪れた住民の皆さんを楽しませました。午後7時に花火が700発打ち上げられ、まつりに華を添えました。

9月6日、向洋中学校にスウェーデンから10名の方が訪れ、児童・生徒に折り鶴と義援金、同国の国旗が贈られ、子どもたちを励ました。訪れた方々は、同国首都のストックホルムにあるホテル「やすらぎハッスルデン」の従業員の方々。当日は、松ヶ浜小、汐見小の5、6年生および向洋中学生が集まり、向洋中学校体育館で贈呈式が行われ、折り鶴などが手渡されました。また、9月1日には、亦楽小学校に、トルコのNPO団体の職員7名が訪れ、トルコ大地震の年に生まれた11歳の子どもたちからの手紙約1500通と、トルコで厄除けなどに使用されるお守りを学校と児童にプレゼント。また、亦楽小6年生と交流会を行い、親睦を深めました。

zoom-up 8 小中学校に外国の方々より 折り鶴や義援金などを いただきました



スウェーデン国旗をプレゼントされる
児童・生徒

災害復興情報

七ヶ浜町からのお知らせ

東日本大震災による被災情報
(平成23年9月12日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 59名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 9名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
 - 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 32名
 - 七ヶ浜町民の方 計 102名
 - 七ヶ浜町民の安否不明者 5名
- *お問い合わせは、災害対策本部まで
☎3577436

避難所情報

(平成23年6月20日現在)

平成23年6月20日午後5時をもって町内の避難所は閉鎖しました。
*お問い合わせは、災害対策本部まで
☎3577436

応急仮設住宅

応急仮設住宅等入居者情報
(平成23年9月12日現在)

1. 第一スポーツ広場(151戸) 528名
 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(106戸) 318名
 3. 生涯学習センター前(68戸) 176名
 4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸) 53名
 5. 松ヶ浜謡児童遊園(17戸) 42名
 6. 社会福祉協議会事務所下(14戸) 40名
 7. 国際村第2駐車場(48戸) 99名
- 計421戸

民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い(宮城県決定分)

200世帯 710名
(内、町外での罹災者6世帯20名)
■その他(親戚宅や社宅等)不明

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎3577449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

● 義援金(9月8日現在 547件)
72,993,437円

内配分済額(平成23年9月7日現在)
56,075,000円

配分後義援金額
16,918,437円

● 一般寄附金(復興支援)
(9月8日現在 227件)
232,957,382円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。下記の専用口座に直接、振込等により入金してください。

- 銀行支店名
七十七銀行七ヶ浜支店
- 口座種別及び番号
普通預金 9000887
- 口座名義
七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111
議会事務局 ☎357-7435
総務課 ☎357-7436
防災対策室 ☎357-7437
財政課 ☎357-7438
政策課 ☎357-7439
教育総務課 ☎357-7440
建設課(管理係) ☎357-7441
(施設係) ☎357-7442
産業課(水産商工係) ☎357-7443
(農政係) ☎357-7444

町民課(戸籍住民係) ☎357-7445
(国保年金係) ☎357-7446
地域包括支援センター(健康増進課(高齢者福祉係)) ☎357-7447
(保健指導係) ☎357-7448
地域福祉課 ☎357-7449
会計課 ☎357-7450
税務課(固定資産税係) ☎357-7451
(住民税係) ☎357-7452
町税等徴収特別対策室 ☎357-7453
環境生活課 ☎357-7454

子育て支援センター ☎357-7455
水道事業所(水道係) ☎357-7456
(下水道係) ☎357-7457
(施設係) ☎357-7458
生涯学習センター ☎357-3302
老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976
歴史資料館 ☎365-5567
七ヶ浜国際村 ☎357-5931
アクアリーナ ☎休館中
アクアゆめクラブ ☎357-7920
元気茶屋(ミニデイ) ☎357-3303

町民プール ☎357-5031
図書センター ☎休館中
給食センター ☎357-2607
遠山保育所 ☎閉所中
汐見保育所 ☎362-7731
まつぼっくり広場 ☎366-6141
あさひ園 ☎357-4796
社会福祉協議会 ☎349-7781
シルバー人材センター ☎357-6039
七ヶ浜交番 ☎357-2216
七ヶ浜消防署 ☎357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで
※図書センターおよびアクアリーナへのお問い合わせは、生涯学習センターまで

【一般寄附金(復興支援)】

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課メールアドレス: zaisei@shichiganama.com までお問い合わせください。

【ふるさと納税寄附金(七ヶ浜町への寄附)】

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災・減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付
*お問い合わせは、財政課まで
☎7438

義援金の一次分配について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)、宮城県および七ヶ浜町に寄せられた義援金を、宮城県および七ヶ浜町災害義援金配分委員会において決定した内容で配分いたします。

【義援金支給対象者】

- 支給対象
- ①死亡・行方不明者の方がいる世帯
- ②災害障害見舞金対象者
- ③住宅全壊(焼)・大規模半壊・半壊(焼)の世帯
- ④震災孤児

●申請者
①配偶者、子、父母、孫、および祖父母の順(遺族がいない場合には法定相続人など)
※同順位の方が複数いる場合にはそのうちの1人
②災害により負傷、疾病にかかり、一定の障害が認められる方

③住家の世帯主。被災当時の世帯主が死亡・行方不明の場合には、新しい世帯主。(同居遺族がいない場合には法廷相続人)

④震災により父母を失った児童

【申請方法】

災害弔慰金・被災者生活再建支援制度・七ヶ浜町災害見舞金の申請をされた方については、その内容をもとに今回の義援金の支給申請といたしますので、改めて申請の必要はありません。なお、行方不明者の方の申請については、後日改めてご案内いたします。

【支給日】

●義援金受付団体および宮城県
6月15日

●七ヶ浜町 6月30日

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

被害	対象項目	義援金受付団体配分額	県配分額	町配分額
人的	死亡・行方不明者	350,000	150,000	50,000
	災害障害見舞金対象者	—	100,000	25,000
住家	住宅全壊(焼)	350,000	100,000	50,000
	大規模半壊	180,000	70,000	50,000
	住宅半壊(大規模半壊を除く)	180,000	20,000	25,000
震災孤児		—	500,000	150,000

単位(円)

義援金の二次分配について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)、宮城県に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会において決定した内容で配分いたします。

【義援金支給対象者】

●支給対象

①死亡・行方不明者の方がいる世帯

②住宅全壊・大規模半壊・半壊の世帯

暮らしの相談、お待ちしています

行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

●相談委員

星 初枝(菖) 瀬戸 源市(東)

人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

星 徳光(菖) 伊藤 せい子(代)

村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)

引地 淑子(花)

仙台法務局塩釜支局 ☎2338

生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 10月11日(火)、11月8日(火)

ところ 午前10時～午後3時

水道庁舎2階 ☎7436

お問い合わせは総務課まで

【無料法律相談(弁護士が相談に応じます)】

とき 11月10日(木)

午後1時30分～4時30分(入30分)

ところ 水道庁舎2階

※事前に予約が必要です(先着順)。

ご予約は総務課まで ☎7436

消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員 村上 妙子(境)

とき 10月3日、6日、11日、13日、17日、20日、24日、27日、31日、11月4日

午前9時～午後5時

ところ 役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎7443

身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

鈴木 勲(菖) ☎2461

川村 矩子(遠) ☎2224

星 好男(東) ☎1394

知的障害者相談

知的障害者の生活等に関する相談

●知的障害者相談員

榎木 正俊(松) ☎2314

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

③ 母子父子世帯

● 申請者

① 配偶者、子、父母、孫、および祖父祖母の順（ご遺族がいない場合には法定相続人など）

※同順位の方が複数いる場合にはそのうちの1人

② 住家の世帯主。被災当時の世帯主が死亡、行方不明の場合には、新しい世帯主。（同居遺族がいない場合には法定相続人）

③ 震災により住家に半壊以上の被害を受け、震災時に母子（父子）世帯であった方若しくは震災に起因する理由により配偶者が死亡し母子（父子）世帯となった方。（児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日に生まれた方）

【申請方法】

支給対象の「①死亡・行方不明者の方がいる世帯」、「②住宅全壊（焼）・大規模半壊・半壊（焼）の世帯」については、災害弔慰金、被災者生活再建支援制度、七ヶ浜町災害見舞金の申請をされた方は、その内容をもとに義援金の支給申請としますので、改めて申請の必要はありません。

「③母子父子世帯」については、新たな申請が必要です。り災証明書、戸籍謄本（当町に本籍がない場合）、申請者（父または母）の通帳を持参のうえ、8月1日より地域福祉課窓口で申請受付いたしております。

【配分金額】

下表のとおり

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 7449

被害	対象項目	義援金受付 団体配分額	県配分額
人的	死亡・行方不明者	500,000	—
住家	住宅全壊	500,000	50,000
	大規模半壊	470,000	30,000
	半壊 (大規模半壊を除く)	270,000	30,000
母子・父子家庭		—	200,000

災害見舞金の支給について

東日本大震災において、被害を受けた建物の世帯主に対して、七ヶ浜町では下記の災害見舞金の支給を行っております。

平成23年5月18日まで提出書類がすべて整っている方は、平成23年5月31日に口座へ振込まれております。それ以降については、随時振込の事務処理を進めてまいります。

● 災害見舞金の額

【全壊】

（り災証明書の全壊および大規模半壊）

自家 10万円

借家 7万円

【半壊】（り災証明の半壊）

自家 5万円

借家 3万円

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 7449

公共機関 開館・閉館状況

◆ 役場各課窓口

平日のみ開庁。午前8時30分から午後5時15分

◆ 生涯学習センター（☎ 357-3302）

● 中央公民館

7月1日より貸館などの通常業務開始。

● 老人センター（☎ 357-4976）

9月1日（木）より、老人福祉センター「浜風」の入浴サービスが利用できるようになりました。

あわせて送迎バスも仮運行で再開いたします。運行ルートや時間については、老人福祉センター「浜風」までお問い合わせください。

● すぱーく七ヶ浜

救援物資の搬入および災害ボランティアセンター事務局となっているため、当分の間は利用することができません。

◆ 図書センター

仮設図書館を生涯学習センター 1階ロビーに設置しています。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで。

◆ 歴史資料館（☎ 365-5567）

7月1日より通常業務開始。

◆ 七ヶ浜国際村（☎ 357-5931）

7月1日より貸館などの通常業務開始。

◆ 町内のスポーツ施設

● アクアリーナ

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで

● アクアゆめクラブ事務局（☎ 357-7920）

通常どおり業務を行っています。

● 町民体育館

解体工事のため、利用することができません。

● サッカースタジアム

通常どおり利用できます。

● 野球場

通常どおり利用できます。

● テニスコート

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

● 第1 スポーツ広場、キャンプ場

応急仮設住宅用地のため使用停止。

● 第2 スポーツ広場

通常どおり利用できます。

● 町民プール

5月1日より営業を開始しています。

【土・日・祝日】 午後5時まで

【火～金曜日】 午後8時まで

● 武道館

通常どおり利用できます。

※上記9施設へのお問い合わせは、アクアゆめクラブまで

震災の影響で、現在遠山保育所の安全確保が難しく危険であることから、4月11日より、汐見保育所1か所での合同保育を行っています。

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。（世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額）

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

●支給日

時期未定（随時支払いを実施）
*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7439

災害障害者見舞金を支給します

●対象となる方

災害により負傷し、または疾病にかかり、著しい障害を受けた方

●災害障害見舞金の額

- ・世帯の生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
- ・その他のものが重度の障害を受けた場合 125万円

●支給日

手続き後速やかに支給します。
*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7439

災害弔慰金を支給します

●対象となる方

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用された自然災害により、死亡された町民のご遺族に対し支給されます。

●遺族の範囲

- ・配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く）、子、父母、孫、祖父母

●弔慰金の額

- ・死亡者が弔慰金を受け取る遺族の生計を主として維持していた場合 500万円
- ・その他の場合 250万円

●支給日

6月20日
*お問い合わせは、地域福祉課まで

各種イベントの中止・延期・開催について

■七の市を当面の間休止します

毎月開催しておりました「七の市」について、当面の間休止します。開催が決まり次第お知らせします。
*お問い合わせは、産業課まで

☎7443

■スポーツフェスタ

ライフカレンダーに掲載しております10月8日（土）「七ヶ浜町スポーツフェスタで復興まつり」を開催します。10月10日（月）のみの開催となります。
*お問い合わせは、生涯学習課まで

☎3302



七ヶ浜土地改良区からのお知らせ

七ヶ浜土地改良区事務所は、震災により流失し組合員の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしているところで、阿川排水機場（菖蒲田浜字牛ノ鼻）を仮事務所として業務を行っておりますので、お知らせいたします。

●電話でのお問い合わせ先

☎080-6054-3984

（職員に支給した携帯電話となっております）
*お問い合わせは、右記電話番号まで

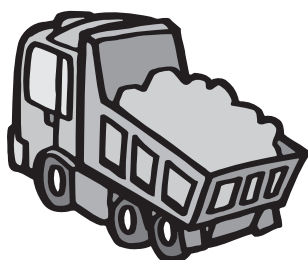
農地の瓦礫撤去についてのお知らせ

町内の農地にある瓦礫撤去について、環境等に配慮して6月中旬より、撤去作業を実施しております。

作業箇所については、瓦礫の量等で多少前後いたします。また、重機による作業を行います。農地の復旧を念頭に置いて作業を心がけてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

*お問い合わせは、産業課まで

☎7444



七ヶ浜町における放射線量等の調査状況について

福島第一原子力発電所事故により、放射線について心配される方が増えております。放射線量につきましては、3月16日から現在まで、宮城県原子力安全対策室の方から「宮城県内の放射線量について、健康に影響を与えるレベルではありません。」という報告を受けており、安全が確認されております。町でも、随時測定し、結果をお知らせしてまいります。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

① 空間放射線モニタリング状況 実施方法

町職員が簡易型放射線測定器により、役場前・小学校・中学校・幼稚園・保育所を地表面より1m、0.5mの高さで測定を実施。測定は1分おきに5回(5分間)測定し、平均値(少数点第3位を四捨五入)を測定結果としています。

●測定結果 (1) 役場駐車場

測定月日	9月12日
天候	晴れ
測定時間	午前8時48分
測定結果 地上1m	0.09
測定結果 地上0.5m	0.09

※6月30日から9月12日現在まで、計53回測定しており、右表は、9月12日時の数値です。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

(2) 町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)

●測定月日 9月12日(月)

●天候 晴れ

※測定機器は、簡易型環境放射線モニタ(PA-11000)を使用。

※文部科学省による学校における放射線量の暫定基準毎時3・8マイクログシーベルト以上の学校などでは野外活動を制限

※6月30日から9月12日現在まで、計23回測定しており、左表は、9月12日時の数値です。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

	測定施設	測定時刻	測定場所	地上からの高さ1m	地上からの高さ0.5m
1	亦楽小学校	午後3時30分	校庭	0.10	0.10
2	松ヶ浜小学校	午後1時40分	校庭	0.08	0.08
3	汐見小学校	午前11時25分	校庭	0.10	0.10
4	七ヶ浜中学校	午後3時49分	校庭	0.10	0.10
5	向洋中学校	午後2時37分	校庭	0.11	0.11
6	汐見保育所	午前10時	園庭	0.09	0.08
7	和光幼稚園	午後1時7分	園庭	0.06	0.06
8	松ヶ浜幼稚園	午後2時3分	園庭	0.10	0.12
9	遠山幼稚園	午後3時3分	園庭	0.10	0.10
10	汐見台幼稚園	午前11時8分	園庭	0.08	0.07
11	第二柏幼稚園	午前9時10分	園庭	0.10	0.09

② アスベストの大気濃度調査 (第1次モニタリング)

アスベストの大気濃度調査(第1次モニタリング) 6月15日、がれき1次仮置き場周辺・生涯学習センター前で実施しました。

●結果 アスベスト繊維 不検出

生活環境においては通常の大気環境と同様の結果でしたが、建築物の解体作業やがれきの撤去作業現場では、粉じんが飛散している場所もあると考えられますので、作業される方は、安全靴・ゴム手袋、ヘルメット、適切な

規格の防じんマスク及びゴーグルなどを着用し、身の安全の確保に努めよう、お願いいたします。

(第2次モニタリング)

8月3日 松ヶ浜小学校
4日 JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所

9日 汐見小学校 亦楽小学校

10日 東宮浜公民館

13日 すばく七ヶ浜前、町民プール脇で実施しました。

結果については、後日お知らせします。

③ 常時監視対象物質等調査

環境大気移動測定車により7日間調査いたします。環境大気中の汚染濃度などを測定することができ、テレメータシステムにより測定データを遠隔監視します。

●測定期間 9月21日から28日

●測定場所 生涯学習センター敷地内
結果については後日お知らせします。

④ 土壌汚染調査

土壌汚染対策法に定められている特定有害物質とダイオキシン類を調べました。

●土壌採取日 6月23日

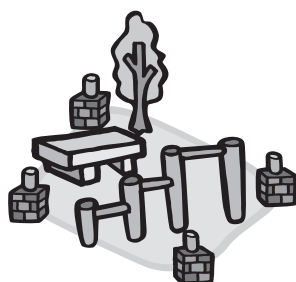
●採取場所 湊浜緑地公園・代ヶ崎浜谷地公園

●結果

●両地点とも
第1種特定有害物質(発揮性有機化合物)：不検出
第2種特定有害物質(貴金属・PCB)

※すべて環境基準値以下
*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454



<生活保護の相談について>

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、10月より来年3月まで、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎週火曜日・金曜日 午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。*お問い合わせは、地域福祉課まで ☎ 357-7449

震災関係情報

仮設店舗

■仮設店舗を整備予定です

東日本大震災で被災にあわれた町内の事業者や事業者の復興支援のため、仮設店舗等を町と中小企業基盤整備機構と共同で整備します。

10月以降に着工する予定ですが、詳しくは、町ウェブサイトをご覧ください。

■仮設店舗設置予定箇所・区画数

生涯学習センター入口付近に6区画を予定

☎ 7443

*お問い合わせは、産業課まで

各種相談

■無料調停相談会

●とき 10月29日(土)

午前10時～午後5時

●ところ

エル・パーク仙台(141ビル5階)

●内容

- ・東日本大震災に伴う民事・家事問題全般
- ・金銭貸借 交通事故、雇用関係、建物賃貸借、近隣関係、離婚、遺産分割、その他

*お問い合わせは、仙台地方裁判所事務局長総務課まで

☎ 6114

各種証明

■被災証明書

家屋以外の動産(家財等)が七ヶ浜町内で被災した場合、本人の届出がなされたことを証明します。申請に印鑑は不要です。総務課で受付、即日発行します。

●とき 祝日を除く月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

*お問い合わせは、総務課まで

☎ 7436

津波被害により流失した遺失物の縦覧

津波で流された写真、賞状、位牌などの縦覧を次のとおり行います。

【貴重品類以外のもの】

●とき 土日祝日のみ

午前9時30分～午後3時30分

●ところ

すばーく七ヶ浜

※所有者が判明できる一部の遺失物については、役場総務課で預かりしています。

【貴重品類】

貴重品類は、最寄りの警察署(塩釜警察署)、七ヶ浜交番(湊浜)に遺失届を提出してください。

*お問い合わせは、災害対策本部まで

☎ 7436

ボランティア

■ボランティアの募集

七ヶ浜町災害ボランティアセンターでは、ボランティアを募集しています。

●申込方法 電話か直接同センター(生涯学習センター内)へ申し込んでください。

☎ 080-5949-8452

☎ 090-6853-4490

●受付時間 午前9時～午後4時

●受付時間および活動終了予定時間

・受付 午前9時

・終了 午後4時終了予定

●活動内容

がれきの撤去(砂浜など)、側溝清掃、その他

■家の片付けなど、私たちが手伝います!

●依頼方法・受付時間

電話か直接七ヶ浜町災害ボランティアセンターへ申し込んでください。

☎ 080-5949-7368

☎ 080-5949-7369

●場所 すばーく七ヶ浜

●受付番号

☎ 080-5949-7368

☎ 080-5949-7369

●活動内容

浸水家屋の家財や畳の運び出し、危険を伴わないもの、高齢世帯・一人暮らしの方の家の片づけ、その他要相談

※ボランティアも随時募集中です。

*お問い合わせは、右記電話番号まで

都市基盤情報

上下水道

■汚水処理場

「仙塩浄化センター」について

震災当初は、汚水を浄化および処理する施設が全て機能停止となりましたが、現在は、各家庭や工場から排出される汚水の継続的受け入れが可能となり、下水の処理も暫定処理にて放流できるまでに復旧しています。

●仙塩浄化センター周辺の臭気対策について

汚泥処理施設が機能を回復していないことから、場内に仮置きしている汚泥などによる悪臭対策として消臭剤の散布(1日4回)や場内に仮置した汚泥にシートと覆土をするなど臭気対策を実施しています。

また、場内に仮置した汚泥の搬出については、固化剤攪拌及び搬出時の臭気を考慮し、出来るだけ寒い時期に着手し、年内中に場外へ搬出する予定です。

●下水処理の状況について

今後は、段階的に施設を復旧し、処理水質を向上させ、焼却施設を除く全施設を平成二十四年十二月までには震災前の状況に復旧し、従前

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



の水質を確保する計画としていま

す。なお、施設が復旧するまでは、引き続き節水のご協力をお願い致します。

仙塩浄化センターの被災状況、発災初期の対応から現在の復旧状況は「仙塩浄化センター復旧だより」として宮城県中南部下水道のホームページに掲載しています。今後とも更新していく予定です。詳しくは、こちらをご覧ください。

*お問い合わせは、宮城県中南部下水道事務所まで ☎4001

■町内の下水道施設について

町内の汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプについては、一部を除いて稼働していますが、停電になるとポンプ設備が停止する場合があります。その際は、節水にご協力願います。*お問い合わせは、水道事業所下水道係まで ☎7457

電話

■固定電話および光回線が不通の方は、左記までご連絡ください

●お問い合わせ先

NTT東日本

・アナログ回線の固定電話

(ADSL回線含む)

☎113

・光回線(Bフレッツなど)

☎0120-242751

生活基盤情報

年金

■国民年金被保険者の方の保険料免除

被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、ご本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。また、被災の状況は、「り災証明書」で確認することになります。

●免除等の承認期間

・平成23年2月分から平成23年6月分までの保険料の免除(平成23年7月末まで申請)

・平成23年7月分から平成24年6月分までの保険料の免除(平成23年7月から受付開始)

●必要書類

・年金手帳、り災証明書、認印

*お問い合わせは、町民課まで ☎7446

宮城県による東日本大震災復興対策事業

【中小企業施設設備復旧支援事業】

東日本大震災で被災した生産施設設備の復旧経費の一部を補助するもの。

●対象 製造業 ●補助率 2分の1以内

●補助限度額 上限2000万円/下限100万円

*お問い合わせは、新産業振興課 高度電子機械産業振興班 ☎211-2765

【観光施設再生支援事業】

東日本大震災で被災した施設設備の復旧経費の一部を補助するもの。

●対象 宿泊施設、その他観光施設として知事が認めるもの

●補助率 2分の1以内

●補助限度額 上限1000万円/下限100万円

*お問い合わせは、観光課 観光企画班

☎211-2823

【商店復旧支援事業】

東日本大震災で被災した施設設備の復旧経費の一部を補助するもの。

●対象 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業

●補助率 2分の1以内

●補助限度額 上限300万円/下限100万円

*お問い合わせは、商工経営支援課 商業振興班

☎211-2746

【商業活動再開支援事業】

東日本大震災で被災した事業の再開に要する経費(仮設店舗の設置、貸店舗借上等)の一部を補助するもの。

●対象

卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業

●補助率 2分の1以内

●補助限度額 上限300万円/下限100万円

*お問い合わせは、商工経営支援課 商業振興班

☎211-2746

【東日本大震災に係る県制度融資の利子補給事業】

東日本大震災により被災した県内の中小企業者が県制度融資を利用した場合に利子補給をするもの。

●対象

①災害復旧対象資金(東日本大震災災害対策枠)、

②みやぎ中小企業復興特別資金

●対象限度額 1企業3000万円

●利子補給率

①年利1.0%に相当する額 ②年利1.5%に相当する額

●補給期間 3年間 ●補給回数 年2回

*お問い合わせは、商工経営支援課 商工金融第一班

☎211-2744

保健

■平成23年10月11日の各種乳幼児健診並びに集団予防接種

【3〜4ヶ月児健康診査・BCG接種】

●とき 10月6日(木)
午後12時15分〜30分

●対象

平成23年5月26日〜7月6日出生児

【3歳児健康診査】

●とき 10月19日(水)
午後12時15分〜30分

●対象

平成20年4月1日〜30日出生児

【1歳6か月児健康診査】

●とき 10月20日(木)
午後12時15分〜30分

●対象

平成22年3月1日〜31日出生児
※希望者にはフッ素塗布を行います
(フッ素塗布100円)

【ポリオ生ワクチン投与】

●とき ①10月26日(水)
②10月27日(木)
③10月31日(月)
午後1時〜午後2時

●対象

①平成21年4月1日〜
平成22年1月31日出生児
②平成22年2月1日〜
9月30日出生児
③平成22年10月1日〜
平成23年5月25日出生児
または、生後90カ月未満の未投与児

●右記4つの健診会場 母子健康センター

【乳がん検診】

●とき・ところ 各医療機関
●対象 40歳以上の偶数年の女性で
申込者

*お問い合わせは、健康増進課まで
☎7448

■子宮がん検診を実施します

震災により、実施を見合わせておりました子宮がん検診について、次の通り実施します。
なお、前年11月に申し込みのあった方には、受診票を郵送しておりますが、追加で申し込みをしたい方は、ご連絡願います。

●検診期間

10月1日(土)〜31日(月)

●実施場所

塩釜地区の指定医療機関

●対象

20歳以上の女性

●その他

平成23年度に限り、自己負担金を無料とします。

*お問い合わせは、健康増進課まで
☎7448

税

■10月の納税(納期限10月31日)

今月は、町県民税(普通徴収)2期、国民健康保険税2期、介護保険料2期、後期高齢者医療保険料2期で、納期限は10月31日(月)です。納期限まで納付されない場合、督促手数料及び延滞金が加算されます。
*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

■夜間の町税等納税窓口の開設

町税等に関する納付・納税相談を毎月最終木曜日午後8時まで開設しております。今月は次のとおり開設します。

●開設日時

10月27日(木)
午後5時15分〜午後8時まで

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

■新築家屋などの評価調査

平成23年中に完成する新築・増築家屋を対象に評価調査を行います。10月から税務課職員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。
評価調査に該当する方は、連絡いただきますようお願いいたします。

*お問い合わせは、税務課 固定資産税係まで
☎7451

■塩釜税務署からのお知らせ

この度施行された震災特例法により、住宅・家財・事業用資産等に被害を受けられてた方については、税務署にお手続きをさせていただくことにより、平成22年分にさかのぼって所得税等の減免措置を受けられる場合があります。

税務署では、次の日程により、お手続きに関する個別相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

●とき

当面の期間(土日・祝日を除く)
午前9時〜午後4時

●ところ

マリソール
マリソール

〈国税の申告・納付等の期限は9月30日まで〉

平成23年3月11日から9月30日までの期間に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限が、9月30日(金)となりました。また、振替納付日は、10月31日(月)となります。納付などの手続きが困難な方は、塩釜税務署にご相談ください。

*お問い合わせは、塩釜税務署まで
☎2151

■平成23年分町税の減免

平成23年度分の町税等について、東日本大震災により被災された方に対し次のような減免を行います。

なお、震災による死亡、行方不明および町内の被災家屋については、職権による減免(職務上の権限に基づく減免)を行いますので申請の必要はありません。

それ以外の場合については、税務課窓口での手続きが必要(添付書類等も必要になります)ので事前にご連絡ください)になりますので、該当する方は申請してください。

【町県民税の減免】

①死亡したとき 全額減免

②生活保護法の規定による生活扶助をうけることとなったとき 全額減免

③障害者となったとき 10分の9 を減免

④居住する住宅が被害を受けたときは、次のとおり減免

●平成22年中の合計所得金額が、500万円以下

・全壊または大規模半壊 全額減免
・半壊 10分の5を減免

●平成22年中の合計所得金額が、500万円を超え750万円以下

・全壊または大規模半壊 10分の5を減免
・半壊 4分の1を減免

●平成22年中の合計所得金額が、750万円を超え1千万円以下

・全壊または大規模半壊 4分の1を減免
・半壊 8分の1を減免

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

【固定資産税の課税免除】

(土地、家屋の浸水地域)

土地および家屋の所在地が津波浸水区域(平成23年七ヶ浜町告示第44号)の場合、該当する土地及び家屋の固定資産税を全額減免しております。

【固定資産税の減免】

①所有する固定資産が被害を受けたときは、次のとおり減免

【土地】

●被害面積が当該土地の面積の10分の8以上 全額減免

●被害面積が当該土地の面積の10分の6以上 10分の8を減免

●被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6以上未満 10分の6を減免

●被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満 10分の4を減免

【家屋】

●全壊 全額減免

●大規模半壊 10分の6を減免

●半壊 10分の4を減免

【償却資産】

●価格の10分の10の価値を減じたとき 全額減免

●価格の10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき 10分の8を減免

●価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 10分の6を減免

●価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 10分の2を減免

☎7451

【国民健康保険税の減免】

①生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 全額減免

②生計維持者の行方が不明となった世帯 全額減免

③生計維持者の事業収入等が平成22年中における事業収入等の額の10分の3以上減少見込である場合(平成22年中の合計所得額が1000万円以下のもの)(減少する事業収入等に係る所得以外の平成22年中の所得の合計額が400万円を超えるものを除く)次のとおり減免

減免の対象となる国民健康保険税の額	平成22年中の合計所得金額	減免の割合
当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税の額に、減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額	300万円以下	全額免除
	300万円を超え400万円以下	10分の8を減免
	400万円を超え550万円以下	10分の6を減免
	550万円を超え750万円以下	10分の4を減免
	750万円を超え1,000万円以下	10分の2を減免

④原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯、又は計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯(それぞれの指示の対象となっていた世帯を含む) 全額減免

⑤生計維持者の居住する住宅に損害があった場合は次のとおり減免

●全壊または大規模半壊 全額減免

●半壊 10分の5を減免

⑥生計維持者以外の者の行方が不明となった世帯

当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税の額と行方が不明となった者以外の被保険者について算定した国民健康保険税の額の差額を減免

⑦特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えるとして特定した住居をいう)に居住しているため避難を行っている世帯 全額減免

⑧生計維持者が死亡し、障害者となり、または重篤な傷病を負ったとき 全額減免

⑨生計維持者の行方が不明のとき 全額減免

⑩原子力災害特別措置法による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示又は計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていない者 全額免除

⑪特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう)に居住しているため避難を行っている者 全額免除

⑫被保険者が居住する住宅に損害があった場合は、次のとおり減免

●全壊または大規模半壊 全額減免

●半壊 10分の5を減免

⑬生計維持者の事業収入等が平成22年中における事業収入等の額の10分の3以上減少見込である場合(減少する事業収入等に係る所得以外の平成22年中の所得の合計額が400万円を超えるものを除く)次のとおり減免

●平成22年中の合計所得金額が、200万円以下 全額減免

●平成22年中の合計所得金額が、200万円を超えるとき 10分の8を減免。ただし、被災被保険者またはその属する世帯の生計維持者が事業を廃止し、若しくは休止し、または失職し、当面の間、収入が見込めない場合は全額減免。

*お問い合わせは、税務課まで ☎7452



お知らせ

坂総合病院友の会 第33回健康まつり

- とき 10月16日(日)
午前9時45分～午後2時
- ところ
坂総合病院・クリニック1号館
- 内容 ステージ、講演・健康チエック、展示、模擬店、フリーマーケット、ちびっこ広場
- 無料 (抽選券付参加券あり)
- お問い合わせは、坂総合病院友の会まで
☎9027

飼えなくなった 犬や猫の引き取り場所の変更

飼えなくなった犬や猫の引き取りは、保健所移転のため多賀城市鶴ヶ谷一丁目4番1号(旧宮城県仙台台東土木事務所)に変更になります。
*お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎7051

平成23年度 木造住宅耐震診断助成事業

東日本大震災以降、地震の発生が多くなっております。大規模地震が発生した際に住宅の倒壊を防ぐために、耐震診断を受けてみませんか? 概要については、左記のとおりです。

- 募集件数 10件(先着順)
- 申込受付
10月1日(土)～12月28日(水)
- ※土・日を除く

●申込条件

左記の事項すべてに適合する木造の一戸建て住宅であること(離れ、集合住宅、納屋、倉庫等は対象外です)
・昭和56年5月31日以前に着工されていること
・在来軸組構法又は枠組壁構法で建てられたこと

●過去に本町の耐震診断事業による耐震診断を受けていないこと

●補助金額

一律 136000円

●自己負担金

診断作業時に診断士へお支払願います。

・床面積200㎡以下の場合
80000円

・床面積200㎡を超え270㎡以下の場合
180000円

・床面積270㎡を超え340㎡以下の場合
280000円

・床面積340㎡を超える場合
380000円

●必要書類

建築確認書の写しまたは家屋評価証明書

*お問い合わせは、総務課 防災対策室まで
☎7437

～行政についての困りごとありませんか～ 「秋の行政相談週間」

10月17日(月)から23日(日)までは行政相談週間です。行政相談は、役所や特殊法人などの仕事に関して、困っていることや要望したいことなどについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決などのお手伝いをするものです。相談無料、秘密厳守です。

【行政相談委員】 (敬称略)

◆星 初枝(菖) ◆瀬戸 源市(東)

【特別相談】

- ・10月18日(火)
午前10時～午後3時 中央公民館 研修室A
- ・10月19日(水)
午前10時～正午 国際村第2駐車場仮設住宅集会场
午後1時～午後3時 湊浜2丁目仮設住宅集会场
- ・10月20日(木)
午前10時～午後3時 第1スポーツ広場仮設住宅集会场
- ・10月21日(金)
午前10時～午後3時 七ヶ浜中学校仮設住宅集会场
- ・10月22日(土)
午前10時～午後3時 中央公民館 研修室A

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

七ヶ浜町職員募集

平成24年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員を次のとおり募集します。

試験区分・職種	募集人数
上級・建築または土木	1人

●受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれた者で、大学の建築系学科または土木系学科を卒業または卒業見込みの者

●第1次試験日 11月27日(日) 午前10時～

●第1次試験会場 七ヶ浜町役場

●申込受付

11月15日(火) 午後5時まで総務課総務係へ

●申込書の請求

受験申込書は総務課にあります。郵便で請求する場合、封筒の表に「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記の上120円切手を貼った返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)を必ず同封してください。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

東北大学無料法律相談所

毎週土曜日(10月8日〜平成24年1月14日)に、仙台市の東北大学にて、民事一般についての無料法律相談を開催しております。

事前に電話で相談内容をお聞きし、当日回答する形式となります。受付時間は期間内の平日午前10時30分から午後2時30分です。受け入れ可能件数を超過した場合はお断りさせていただく場合もございます。

*お問い合わせは、東北大学法学部まで
☎6243

「移動すまいる広場」気軽に遊びにきてみませんか!

仮設住宅集会所にて、移動すまいる広場を開催しています。広いところで、お友達と一緒に遊びましょう。ママのティータイムもできます。当日は保健師が担当しますので、気軽に相談に来てください。

●第一スポーツ広場集会所

10月6日(木)、13日(木)、20日(木)、27日(木)、11月10日(木)

●七ヶ浜中学校第2グラウンド集会所

10月5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)・11月2日(水)・9日(水)

●湊浜2丁目談話室

10月4日(火)、18日(火)、25日(火)、11月1日(火)、8日(火)

●開催時間 午前10時〜正午

*お問い合わせは、子育て支援センターまで
☎7455

臨時の図書センターを開館しました

図書センターは地震により休館していましたが、生涯学習センター1階ロビーにて臨時の貸し出しを再開しています。

●開館時間 午前9時〜午後5時

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌日火曜日)および毎月最終金曜日(館内整理日)

●貸し出しについて

本を借りるには、利用カードが必要です。初めてご利用の方、震災で紛失した方はカウンターまでお申し付けください。本は一人5冊まで、2週間借りられます。

【10月の読み聞かせ】

10月13日(木)、27日(木)、午前10時30分より、生涯学習センターキッズルームにてよみきかせを行います。どうぞ親子でご参加ください。

【図書センターの本の返却に】

3月11日以前に図書センターから借りた本がありましたら、生涯学習センターの窓口まで返却してください。もし借りた本を災害等で紛失された場合は、ご連絡をお願いします。
*お問い合わせは、生涯学習課まで
☎3302



子育て支援センターだより

◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆

2か月から6か月の赤ちゃんと保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリートークで楽しく過ごします。

- とき 10月25日(火)午前10時〜
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル、タオル2枚、オムツ、ミルク(母乳)、母子手帳
- 申込 10月21日(金)まで

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は、町消防署までお散歩を予定しています。秋の自然を感じながらお散歩を楽しみましょう。消防自動車大好きっ子は是非参加してね。ベビーカーでの参加もOKです。

- とき 10月28日(金)午前10時〜
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 飲み物、帽子など

◆子どものこころの健康相談◆

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。

「ささいな事におびえる・食欲がない・腹痛など」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

- とき 10月17日(月)、19日(水)、31日(月) 午前10時〜午後4時30分(予約制)
- ところ 子育て支援センター
- 対応 県子どもこころのケアチーム

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆ (子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

【10月〜11月上旬の開放日】

- 10月 3日(月)・4日(火)・5日(水)・7日(金)・11日(火)・13日(木)・14日(金)・17日(月)・18日(火)・21日(金)・24日(月)・25日(火)・28日(金)

※10月25日は午後のみ

●11月(月上旬)

- 1日(火)・2日(水)・4日(金)・7日(月)・8日(火)

※いずれも午前9時〜午後4時(都合により変更する場合があります)

◆まつぼっくりdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 10月4日(火)、18日(火) 午前10時〜11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)

◆絵本と仲良し◆

今月はお休みいたします。

◆秋のイベント『焼き芋 and 芋煮会』◆

秋空のもと、みんなでおしゃべりしながら芋煮会を楽しみましょう。

- とき 10月13日(木) 午前10時〜
- ところ 中央公民館 キャンプ場
- 持ち物 芋煮用の器・箸・主食・飲み物・おしぼり・敷物など
- 申込締切 10月7日(金)

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎357-7455

相澤一義氏に叙位

今年5月に亡くなられた元亦楽小学校長の相澤一義氏(代)に叙位として「正六位」が授与されました。

これは、国の栄典制度によるもので、国家・公共に対し功績のあった方に特別に授与されるものです。相澤さんは長年にわたり教師として学校教育に貢献され、その功績が認められたもので、生前にも高齢者叙勲として「瑞宝双光章」が授与されています。

*お問い合わせは、教育総務課まで

☎ 357-7440

人権擁護委員に

星徳光さん、 伊藤せい子さん再任

町の人権擁護委員に、星徳光さん(舊)、伊藤せい子さん(代)が10月1日付けで法務大臣から再委嘱されました。お悩みや心配ごとがございましたら、お気軽にご相談ください。



*お問い合わせは、総務課まで

☎ 357-7436

＜災害後の心身と体の健康＞

第3回 「震災によるお子さんのこころのケア」

お子さんたちも震災により安心や安全を脅かす出来事を体験し、様々な反応をあらわしています。しかし、多くの場合は、不安な状況がもたらす一時的なこころと体の反応で、「衝撃的な出来事に直面した時の自然な反応」です。

＜お子さん達にみられる反応の特徴＞

お子さん達は、不安な気持ちを上手く表現できず行動であらわします。

【こころ】

- ・一人になるのを怖がる
- ・怒りっぽくなる
- ・急に興奮する
- ・ボーっとしている

【からだ】

- ・発熱、腹痛や下痢
- ・食欲不振、吐き気
- ・夜泣き、不眠
- ・頻尿、排泄の失敗が多くなる

【生活・行動】

- ・落ち着きがない
- ・おしゃべりになる
- ・集中できない、甘えが強くなる
- ・言葉遣いや行動が乱暴になる

●お子さんへの対応

震災への心身の反応は、時間が経ち、生活が落ち着いてから出てくることもあります。お子さん自身が「守られている」「受け止めてもらえた」と感じられることが、こころの回復の為に大切なことです。

【家族との時間】

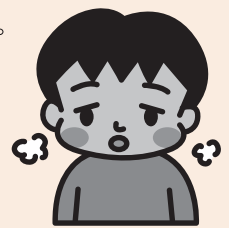
- ・会話を多くし、お子さんが話すことをじっくり聞いてあげましょう。
- ・お子さんをなるべく一人にせず、離れるときは『戻る時間を予告』しましょう。

【日常生活】

- ・できるだけ、食事や睡眠などの生活リズムを崩さないようにしましょう。
- ・「お子さんが負担にならない程度の手伝いや役割」があると、褒められ、役にたっているという気持ちになり、「こころの回復」に役立ちます。

【「地震ごっこ」や「地震の絵を描く」時の対応】

- ・お子さんなりに現実を受け止めようとする表現です。しからずに「怖かったね」などと気持ちを受け止め、見守ってください。



●保護者の皆さんも休息をとみましょう

時に、お子さんのことを受け止めきれず、「怒りすぎた」と振り返る事があるかもしれません。一人で頑張り過ぎず、不安や心配を誰かに話したりするなど、こころと体の休息をとることも大切です。

お子さんについて、ご家族の皆さんが心配や不安(震災への反応が強い、気になる事があるなど)を感じている時は、一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

お問い合わせは、健康増進課 ☎ 357-7448、または子育て支援センターまで ☎ 357-7455

＜10月1日～7日は「公証週間」です＞

私人間の権利・義務を明確にし、争いを未然に防止するのが公認制度です。遺言、任意後見、離婚や土地建物の賃借などの大切な契約は、公証人が作成した公正証書にしておくことをお勧めします。お気軽にご連絡ください。
*お問い合わせは、仙台合同公証人役場まで ☎222-8105(8389、6031)

各種医療費助成の手続きはお済みですか？

各種医療費助成を受けるには、あらかじめ「受給者証」の登録(更新)が必要です。また登録(更新)申請を済ませていない方は、早急に申請の手続きをお願いします。

●乳幼児医療費

入通院ともに0歳児から小学校就学前まで(6歳の誕生日以後、最初の3月31日まで)の方が対象となります。

●心身障害者医療費

身体障害者手帳1級、2級および3級(内部障害)を所持する方、療育手帳Aを所持する方、特別児童扶養手当1級に該当する方などに医療費の自己負担額を助成します。

●母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭の児童(18歳の年度末まで)及びその児童を扶養する母、父が対象医療費の自己負担額から1レセプトごとに1000円(入院の場合2000円)を控除した額を助成します。

●所得制限について

各種医療費助成には所得制限があり、保護者等の所得が一定額以上の場合、助成を受けられませんのでご注意ください。

また、平成23年1月1日に町外に住所を有していた方は、それぞれの市区町村から平成23年度の所得証明書(医療費助成用)を取ってきていただくこととなります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

国民健康保険の加入・喪失の手続きはお済みですか？

国民健康保険の加入日は、原則として職場の保険をやめた日や町外から転入した日等です。届け出が遅れても、保険料は加入月分から計算されることとなります。左記のような場合には、必ず手続きを行ってください。

【国民健康保険に入るとき】

- ①職場の健康保険や国民健康保険組合をやめた(扶養からはずれた)とき
 - ②町外から転入してきたとき
 - ③生活保護を受けなくなったとき
 - ④子供が生まれたとき
- ※持参物：
印鑑

- ①資格喪失証明書・離職証明書、
- ②転出証明書、
- ③保護廃止・停止通知書、
- ④保険証・母子手帳

【国民健康保険をやめるとき】

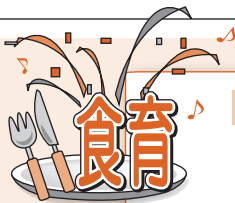
- ①職場の健康保険や国民健康保険組合に加入したとき
 - ②町外に転出するとき
 - ③生活保護を受けたとき
 - ④死亡したとき
- ※持参物：
印鑑、保険証

- ①加入した保険証又は資格取得証明書

- ③保護決定通知書

- ④会葬御礼又は葬儀に係る領収書、通帳または口座番号のわかるもの

※届け出をされませんと、そのまま保険料が請求されるばかりでなく、国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくこととなります



第40回

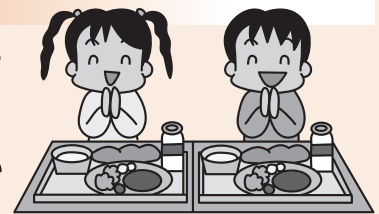
「学校給食おすすめメニュー」

アラカルト

実りの秋、食欲の秋がやってきました。今回は、学校給食で子どもたちに人気のメニューについて紹介します。小学校・中学校で実施されている学校給食は、成長期の子どもたちの心身の発達のために栄養バランスのよい昼食を提供するとともに、望ましい食習慣を身につけることができるよう願いをこめてつくられています。

●「給食」こんなことに気をつけています！

- ・子どもたちの好き嫌いの偏りを無くすよう心がけることはもちろん、いろいろな食材を使ったおいしい給食になるよう努めています。
- ・地場産物や郷土料理、行事食を積極的に取り入れています。
- ・かむ力をつけるため、かみごたえのある料理や食物繊維、ミネラルの多い豆・海藻など、家庭では不足しがちな食材を取り入れて提供しています。



●学校給食人気メニュー「ミネストローネ」

①ベーコンは短冊切り、セロリは薄切り、じゃが芋・玉ねぎは角切りにする。トマトはへたをとり、皮つきのまま角切りにする。マカロニは下ゆでしておく。②なべにベーコンを入れて炒める。にんにくとセロリを加えて炒め、香りを出す。③じゃが芋と玉ねぎを加えて軽く炒め、水を加える。煮えたらトマトとマカロニを加える。④ケチャップ・固形スープを加えてひと煮し、塩・こしょうで調味し、パセリをちらす。

【材料…4人分】

ベーコン…60g、おろしにんにく…2g、セロリ…8g、じゃが芋…2個、玉ねぎ…2個、トマト…中1個、マカロニ…20g、水…3カップ、ケチャップ…大さじ1、固形スープ…2個、塩・こしょう…各適量、パセリ…適量

【その他】

- ① 転居したとき
- ② 世帯主が変わったとき
- ③ 氏名が変わったとき
- ④ 修学のため町外で生活するとき
- ⑤ 保険証をなくしたり汚れたとき
- ⑥ 退職者医療の対象となったとき

※持参物：

- ① 印鑑、保険証
- ② 在学証明書
- ③ 身分を証明するもの
- ④ 年金証書

加入手続き等は、14日以内に町民課国保年金係へ
 *お問い合わせは、町民課国保年金係まで
 ☎7446

国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

- ・ **第1号被保険者**
 自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- ・ **第2号被保険者**
 会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。
- ・ **第3号被保険者**
 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

*お問い合わせは、「ねんきんダイヤル」
 ☎0570-05-1165まで

国民年金のメリット

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方には、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる方もいるかもしれませんが、国民年金には次のように様々なメリットがあります。

【メリット1】

生涯の年金額は、保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が国庫負担（税金）で賄われているため、支払った保険料を上回る給付を受けることができる計算となっています。厚生労働省の試算では、1985年生まれ（2005年に20歳）の方でも納めた保険料の1.7倍以上となります。

【メリット2】

老後を支える終身保障

国民年金は、生きていく限り年金が受け取れる一生涯の保障であり、老後の生活をサポートします。

【メリット3】

ケガや病気、万が一のときにもサポートします

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「障害基礎年金」、亡くなされたときにはその遺族に「遺族基礎年金」が支給されるなどあなたの生活をサポートします。

【メリット4】

納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められています。

【メリット5】

国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。

*お問い合わせは、「ねんきんダイヤル」
 ☎0570-05-1165まで

こころの健康づくり講演会

震災や社会環境の複雑化によりストレスも多様化して、現代は、様々な心の健康問題が起こっています。

ストレス対策の一つとして、「笑い」をテーマに取り上げ、「こころの健康」について、皆さんと一緒に学んでみたいと思いますので、多数の参加をお待ちしております。

● とき 10月18日(火)

● ところ 午後2時～午後3時30分
 生涯学習センター

● ところ 中央公民館 大会議室

● 演題

「笑いは心身のリハビリテーション
 ～笑って笑って歌う～」

● 講師

日本笑い学会理事 同東北支部長
 笑い工学ちえの出し所
 所長 百瀬 丘 氏

● その他 参加ご希望の方は、当日直接会場にお越しください。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
 ☎7448

こころの相談

イライラする、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、精神科医師に相談してみませんか。また、震災によるショックやストレス反応等の相談にも応じます。

● とき 11月2日(水)

● ところ 午後1時30分～午後4時
 役場3階会議室

相談には事前に予約が必要ですので、左記までご連絡願います。
 *お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
 ☎7448

心に病をもつ人の家族会

ご家族の心の病で悩んでいますか？ ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。家族会では、勉強会や懇談などを行っています。ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

● とき 10月27日(木)

● ところ 午後1時30分～午後3時30分
 役場3階第2会議室

● 内容 勉強会・懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
 ☎7448



利府高校同窓会の集い

今年も同窓会の集いを11月に開催します。友人知人への声掛けを通じて、一人でも多くのご参加をお願いします。

また、東日本大震災で避難している場合、郵便物が届かない場合がありますので、事務局宛てに居旧先変更の届出をお願いします。

●とき 11月12日(土)
午後6時

●ところ グランドパレス塩釜

●会費 3000円

*お問い合わせは、利府高校同窓会事務局まで
☎3111

みちのく・みやぎ矯正展

●とき 11月5日(土)
午後9時午後3時

●ところ 宮城刑務所

●内容 矯正行政の広報、歴史的資料の展示、性格検査の体験、刑務所作業製品展示・即売、ちびっこ刑務官写真撮影、地域住民参加による各所イベントなど

※売上金の一部は、犯罪被害者支援団体の活動に助成するほか、東日本大震災の義援金として日本赤十字社へ寄付されます。

*お問い合わせは、

法務省仙台矯正管区作業課

☎3715

または宮城刑務所まで

☎3111



ご当地検定! 第3回多賀城・七ヶ浜 「わがるすかあ?」検定

平成24年2月の実施にむけ、検定問題を募集します! 多賀城市&七ヶ浜町の歴史、文化、観光などについて3択問題を作ってください。

※検定の内容や受験方法については、来年1月に掲示物等でお知らせいたします。

●応募方法 11月11日までに住所・氏名を記載の上、検定問題を書いて郵送またはFAXにて、左記までお送りください。

【例えば】

七ヶ浜町の名物ポケ(魚)の和名は何でしょうか?

①ケムシカジカ ②ねずみカジカ

③おおかジカ

*お問い合わせは、
TS WAVE(多賀城・七ヶ浜まちづくり推進協議会)
〒985-0872

多賀城市伝上山3丁目1-12

多賀城・七ヶ浜商工会 多賀城事務所内まで
☎7830

月イチ歴史講座2 縄文の編み物教室1 編布(あんぎん)

2回目の月イチ歴史講座は、専用の編み機を使ってオリジナルのコースターなどを作ります。

●とき 10月22日(土)
午前9時~正午

●ところ 歴史資料館研修室

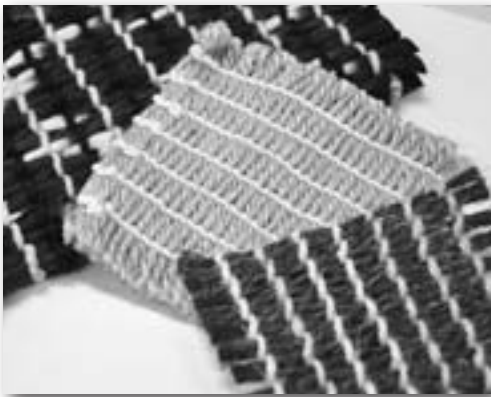
●募集人数 15名(先着順)

●材料費 400円(当日支払い)

●募集期間 10月1日(土)~10日(月・祝)

●申込方法 直接歴史資料館にご来館いただくか、電話でお申し込みください

*お問い合わせは、歴史資料館まで
☎5567



休日の救急歯科 受付/午前9時~午後3時

10/2 せいの歯科医院	多賀城市東田中2-40-32-102	☎ 365-0099
9 山本歯科医院	七ヶ浜町境山2-13-3	☎ 361-6330
10 はるみ歯科	塩釜市花立町13-12	☎ 362-5537
16 永沼歯科クリニック	塩釜市梅の宮14-10	☎ 361-1251
23 ありま歯科医院	多賀城市高橋4-2-1	☎ 389-1182
30 アイザワデンタル	多賀城市下馬5-5-30	☎ 361-8180
11/3 かたおか歯科クリニック	利府町神谷沢字南沢1-1	☎ 255-2028

9月1日現在の人口 (前月比)

世帯数	6,467 (9)	転入	58
男	10,098 (0)	転出	68
女	10,270 (-9)	出生	10
計	20,368 (-9)	死亡	9

町の面積 13.27 km²

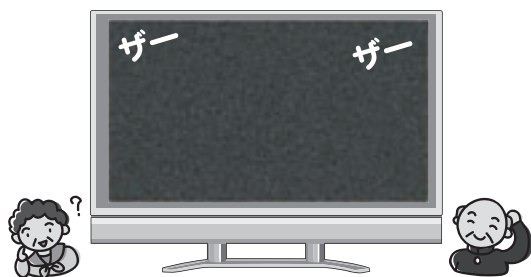
町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス

ご存知ですか？

宮城県のアナログテレビ放送は 来年の3月末までに終了します。

宮城県のアナログテレビ放送の延長は1年間ではありません。



テレビ画面の右上に「アナログ」と表示されているテレビは、来年4月1日以降はそのままでは映らなくなります。



お宅のテレビは
大丈夫ですか？

地デジ相談会のご案内

- とき 10月5日(水)～11月28日(水)までの毎週水曜日(祝日を除く)
(10月5日、12日、19日、26日、11月2日、9日、16日、30日)
午前9時30分～午後4時30分
デジサポ宮城の地デジアドバイザーが懇切丁寧に、ご相談に応じます。

- ところ 七ヶ浜町役場1階ロビー

※会場までおいでになれない方のために、戸別訪問も行います。お電話でお申し込みください。

((((((((((()))))))))))

<どんなご相談でもお気軽にどうぞ！>

- ・どんな準備をしたらいいの？
- ・地デジの電波は家まで届いている？
- ・アナログテレビは使えないの？
- ・地デジチューナーが無償でもらえる条件は？



デジサポ宮城は国の補助金で運営されています。ご相談・アドバイスなどは無料です。

デジサポ宮城

総務省 宮城テレビ受診者支援センター

022-745-1500